

# 平成29年1月から 健保組合でも マイナンバーの利用が始まります

今年初めから、雇用保険や税の分野などで利用が開始されているマイナンバー。  
今後健保組合でも、利用が予定されています。

## 提出書類にマイナンバーの記載が必要に

事業主やみなさんが健保組合に提出する届出のうち、マイナンバーの記載が必要になるのは、

- ◆ 被保険者資格取得届
- ◆ 被保険者資格喪失届
- ◆ 被扶養者(異動)届
- ◆ 傷病手当金の支給の申請
- ◆ 出産育児一時金の支給の申請
- ◆ 限度額適用認定の申請

などです。



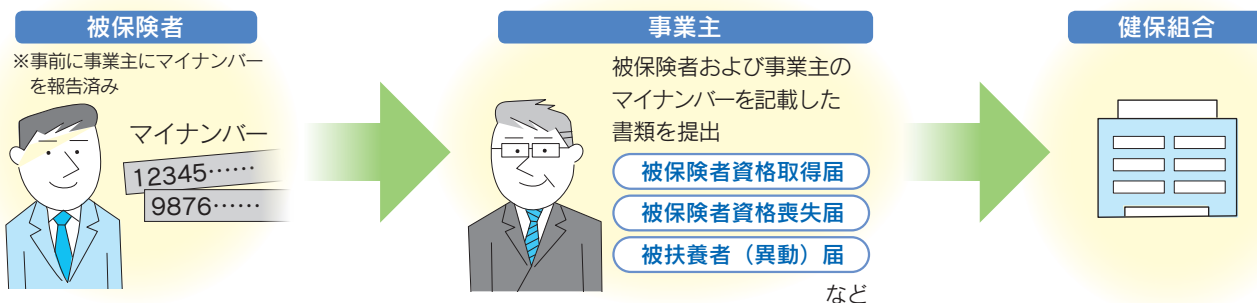
平成29年1月からマイナンバーの記載開始が予定されています。  
平成28年12月まではマイナンバーが記載されていない添付書類  
(住民票など)が必要ですので、ご注意ください。

## マイナンバー制度とは？

国民一人ひとりに割り振られた番号で、複数の機関にある個人の情報を同一人の情報として結び付けられるようにする制度です。

- 対象…社会保障、税、災害対策の3分野のみ
- 個人番号(マイナンバー、12桁)…市区町村長が通知カードにより本人に通知
- 法人番号(13桁)…国税庁長官が指定し通知
- 個人番号カード…申請すると市区町村長から交付される(顔写真付き)

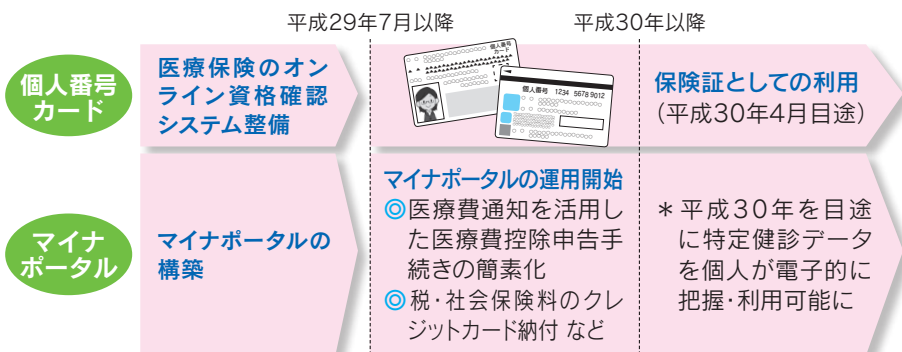
## マイナンバー利用の流れ(例)



## 情報連携が進み、より便利に

今後は顔写真付きの「個人番号カード」に保険証の機能(受診時のオンライン資格確認)の付加、各種社会保険料の支払い状況や行政がもっている個人の情報を確認できる「マイナポータル(情報提供等記録開示システム)」の運用開始などが予定されています。

## 今後の予定



「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせは…

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー  
**0120-95-0178** 無料

※間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう十分に注意してください。

平日 9:30 ~ 20:00  
土日祝 9:30 ~ 17:30 [ 年末年始を除く ]